

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 2 号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 5 年 6 月 1 2 日

岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
岡部 忠敏	おかべただとし後援会	R5. 5. 16
後藤 省治	後藤省治後援会	R5. 4. 30
高井 由美子	たかい由美子後援会	R5. 5. 8
中田 由美子	中田ゆみこ後援会	R5. 5. 17
山口 力也	山くりきや後援会	R5. 5. 15
渡部 昇	わたなべ昇後援会	R5. 4. 30